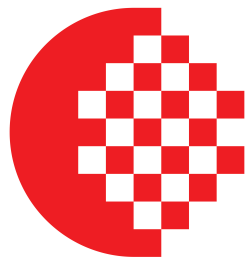


令和 4 年度
文化芸術による子供育成総合事業
～芸術家の派遣事業～

実施校募集要項



文化庁

令和 3 年 7 月
文化庁参事官 (芸術文化担当) 付 学校芸術教育室

目次

「文化芸術による子供育成総合事業 -芸術家の派遣事業-」

<u>実施手続きの流れ</u>		3
<u>募集案内</u>		4
<u>様式について</u>		12
<u>Q & A</u>		24
<u>別紙</u>		26

実施校募集案内及び様式は、
下記ウェブサイトよりダウンロードできます

<http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

問い合わせ先

事務全般、申請書類に関するお問合せは下記にお願いいたします

【講師・補助者の方】 実施希望校
【実施希望校の方】 都道府県等担当部局

※【講師・補助者】【実施希望校】の問合せ先は、株式会社近畿日本ツーリスト
首都圏ではありませんので御注意ください

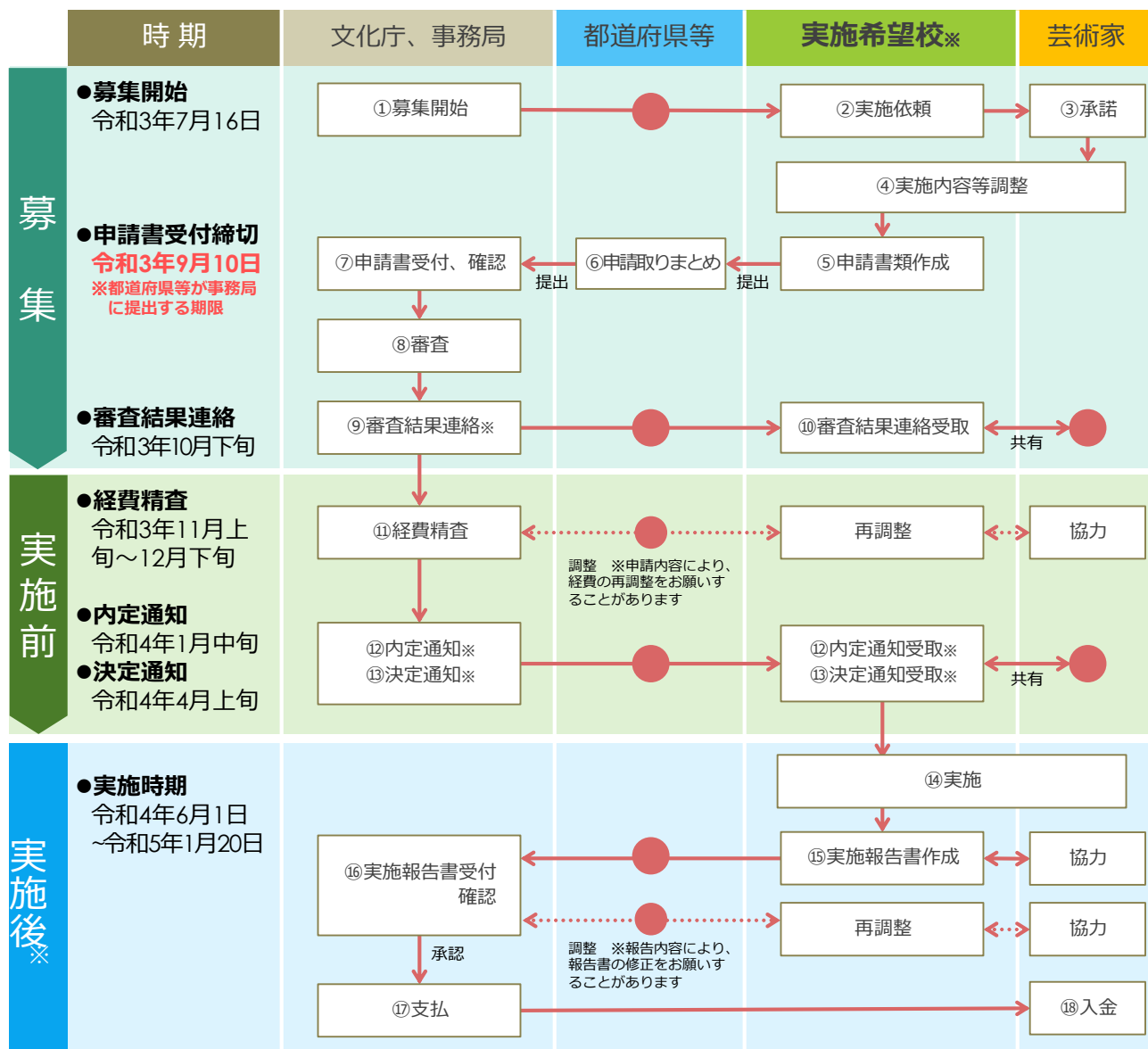
【都道府県等担当部局の方】

令和3年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）事務局
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏
〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿 K F ビル 301
（KNTビジネスクリエイト内）
TEL：0570-064-203（10:00～17:00）
Email：h4-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

令和3年度における事務局業務は、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏に事務を委託して実施しています

実施手続きの流れ

申請から実施報告までが事業全体の流れです
採択の場合には、実施の手続きを御担当いただくこととなりますので、御応募に当たっては、事務体制を御調整の上、御応募くださいますようお願いいたします



- 提出、連絡等の手続きの流れを示します
- 状況により手続きが発生することがあります
- 矢印の間に左記のマークが挟まる場合は、該当の部署を経由します

※ ⑨、⑫、⑬について、芸術家まで必ず通知が行き渡るよう、都道府県等担当部局及び実施希望校は御連絡をお願いいたします

※ 実施希望校のほかに、地元主催者が含まれる場合があります。地元主催者とは、実施希望校・都道府県・都道府県教育委員会・政令指定都市・政令指定都市教育委員会のいずれかまたは複数を指します

※ 実施後以降の流れについては、令和3年7月時点の情報です。手続きの流れが変更となる場合がございますので、詳細は次年度実施手引きを御確認いただきますようお願いいたします

募集案内

※ 応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください

※ この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください

1 事業の趣旨

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、講話、実技披露、実技指導（以下「講話等」という。）を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的とした事業です

2 事業内容

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校及び特別支援学校に、個人又は少人数の芸術家を派遣し、体育館等の学校施設や文化施設等の適切な施設を会場として、児童・生徒や教員、保護者を対象に、以下を目的に講話等を実施します

- 講話を行い子供たちの芸術への関心を高める
- 実技披露を行うことにより、優れた芸術を鑑賞させる
- ワークショップ等の実技指導を行い文化芸術を身近に体験させる

3 募集対象

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ■ 小学校 | ■ 中学校 | ■ 高等学校 |
| ■ 中等教育学校 | ■ 義務教育学校 | ■ 特別支援学校 |

※全日制、定時制、通信制等の課程は問いません

4 募集期間

令和3年7月16日（金）から 令和3年9月10日（金）まで

5 実施方法

①派遣分野

1. 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器など）
2. 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
3. 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
4. 大衆芸能（落語、講談、漫才、浪曲など）
5. 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など）
6. 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）
7. 文学（俳句、朗読など）
8. 生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など）
9. メディア芸術（メディアアート、映画、アニメーション、マンガなど）

注）・上記以外の方針でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば実施可能です。文化庁まで事前に御相談ください

・「5.美術／書」の方針は、習字／書写が含まれませんので御留意ください

②実施回数・実施形態

- ・ 1校当たりの実施回数は**3回以内**とします
- ・ 複数の学校が合同で開催することもできます
- ・ より一層文化芸術の多様性を広げる観点から子供たちに様々な分野を鑑賞・体験してもらうため、**「同一分野、または同一講師での実施は令和元年度より数えて、原則、3年連続まで」**とします。4年目以降、連続で同一分野、または同一講師を希望する場合は、様式2「連続実施理由」欄に具体的な理由を明記してください
- ・ 参加する児童生徒数は、より多くの子供たちに芸術鑑賞・体験が享受できるよう、一部の限られた児童生徒を対象とせず、できるだけ多くの児童生徒が参加できる計画としてください

③派遣する芸術家について

被派遣者は、個人又は少人数の芸術家とします
ただし、主指導者（講師）は1名とします

④参加者

参加者は、実施校の児童・生徒、教職員及び保護者とします

⑤実施会場

会場は原則として、実施校の施設（教室・体育館等）とします
ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない場合等は地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます

⑥実施期間（見込み）

令和4年6月1日（水）から令和5年1月20日（金）まで

※国会の予算審議の状況により、実施開始が遅れる場合があります

⑦実施対象

- ・ 『①派遣分野』に該当する分野について、国語、社会、音楽等の教科や総合的な学習の時間など、教育課程上の授業時間に位置付けて実施することとします
- ・ **部活動として申請及び実施することはできません**

6 主催者

- ① 文化庁
 - ② 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数
 - ③ 実施校
- ※必要に応じて会場の管理者、市（区）町村、市（区）町村教育委員会を加えることができます

7 応募に当たっての留意事項

- ・ 申請書類（実施希望調書、経費計画書、旅費計算書）の内容に基づき審査を行うため、修正依頼の場合を除き、採択後の内容及び申請額の変更はできません
- ・ 地元主催者と講師の間で十分検討・精査の上、申請書類を作成し、提出してください
- ・ **申請書類作成の主体は実施希望校です。芸術家に任せきりとならないよう、申請者は芸術家と連携を図りながら書類を作成してください**

8 経費

派遣事業に要する経費については、下表の通りです
地元主催者とは、文化庁以外の主催者を指します

文化庁負担経費	地元主催者負担経費
① 謝金 ② 旅費 ③ 講演等諸雑費 （楽器運搬費・著作権使用料等）	■ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 ■ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費 （光熱水料、ピアノ移動経費、暗幕設置経費等） ■ 文化施設を利用する際の使用に係る経費 （会場借上料（付帯設備等含む）） ■ 諸雑費（お茶代等） ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

- ・ 文化庁負担経費は、事業終了後に、文化庁委託事業者（事務局）から被派遣者（講師及び補助者に係る謝金・旅費）や業者（講演等諸雑費）に直接支払います
- ・ 書類は、都道府県、政令指定都市等担当部局の指導のもと、実施される学校長の責任で作成してください

注）原則的に、経費の費目間の流用は認められません

申請時、経費計算書に計上されていないものは、お支払いはできません

① 謝金

【令和 3年 7月現在】

区分	単位	謝金単価	1回あたりの上限
講師（特別講演謝金）	1回あたり	35,650 円	
補助者	演奏謝金	1人 1時間あたり 6,520 円	19,560 円
	実技指導謝金	1人 1時間あたり 5,200 円	15,600 円
	単純労働者	1人 1時間あたり 1,070 円	

- ・ 上記の謝金の額は「令和 3年度文化庁諸謝金単価基準」に基づくものであり、変更となる場合があります
- ・ 指導者謝金の支給の上限は、1人分です
- ・ 補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大 5人分（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合は 8人分）まで文化庁において負担します。なお、講師の秘書等随行者や企画制作を行う者等は、補助者（単純労務を行う者）に該当しません
- ・ 補助者が、実技指導の一環で演奏等の実技披露を行う場合は、原則として実技指導者に該当します
- ・ 1日に同一校で午前と午後に分けて実施する場合、実施回数は「1回」とします
- ・ 1日に異なる実施校で開催の場合、謝金は実施校数分支払われます

② 旅費

■ 支給対象経費

- ・ 講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費（実施回数分）
- ・ 講師 1人、補助者最大 5人分（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合 8人分）まで、文化庁において負担します
- ・ 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準により算出された金額の範囲内となります
- ・ 各都道府県・政令指定都市において、次に記載する内容に基づき、申請時に各学校から提出の被派遣者略歴書（兼）旅費計算書【様式 4】《P20》を必ず精査した上で提出してください。旅費の計上に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表（一）の 4級相当を基準とします

■ 上限額

- ・ 1回当たり 25万円以内
ただし、複数回実施する場合は、1校につき 50万円以内

■ 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）における旅費基準

【令和 3年 7月現在】

旅費項目		上限額、基準	備考
車賃	1km あたり	37 円	全路程を通算し、1km 未満の端数は切り捨てます
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	10,900 円まで	さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
	乙地方	9,800 円まで	甲地方以外
日当		1,100 円まで	ただし以下は対象にならない ・鉄道 100km 未満、 水路 50km 未満又は 陸路 25km 未満の旅行の場合 ・鉄道、水路又は陸路にわたる場合は、 鉄道 4km、水路 2km をそれぞれ 陸路 1km とみなします ・宿泊を要する日は、移動距離に関わらず日当の計上を可とします
鉄道料金	急行料金	特急列車： 片道 100km 以上 急行列車： 片道 50km 以上	特急列車は、片道 100km 未満であっても、次の場合には利用できるものとします ①【別紙】（P27～30）の区間（途中駅で乗下車する場合は除きます） ②①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、 片道 100km 以上	片道 100km 未満であっても、特急列車で【別紙】（P27～30）の区間（途中駅で乗下車する場合を除きます）を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします
航空費		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
高速料金		高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	

※ 上記にない項目については、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏へお問合せください

- ・単純労務者は原則現地の方を想定していますので、旅費は計上できません
旅費を支払う必要がある場合は被派遣者略歴書（兼）旅費計算書【様式 4】《P20》の備考欄に理由を記入してください
- ・グリーン車やクラスJ等のグレードアップ分はお支払いできません
- ・私事のための旅行と連続している場合、私事に関わる旅費は事業外経費となりますのでお支払いできません
- ・事業決定時からの変更が発覚した場合は、それに関わる部分の旅費（日当を含む）が一切お支払いできません
- ・航空機を利用する場合は、事業終了後に「領収書」及び「搭乗券」または「搭乗証明書」の提出が必要となります
- ・特急・急行列車を利用する場合は、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります
- ・航空機を利用する場合は原則として、割引航空券又はバック商品（宿泊を伴う場合）を利用するものとします（日程変更等を行える航空券にしてください。またバック旅行商品を利用する場合は、事業終了後に「領収書」及び「内訳明細書」の提出が必要となります。）
- ・船舶を利用する場合は、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります
- ・車賃は、被派遣者個人の所有する自家用車を使用する場合のみに計上できます

③講演等諸雑費（楽器運搬費・著作権使用料等）

■ 支給対象経費

対象となるのは、本事業実施に当たり直接必要となる経費です

支給の対象となる例

- ・楽器等を運搬する際にかかる費用
- ・研修教材費
- ・著作権使用料
- ・その他実技指導の際にかかる諸雑費

■ 講演等諸雑費の上限額

- ・単独で実施する場合 50,000円以内（1件当たりの上限）
- ・複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合 100,000円以内（1件当たりの上限）

※ 採択の場合、申請書類を基に経費を決定しますので、申請内容の変更や業者変更はできません

※ 講演等諸雑費は、実施報告書類の確認後、事務局から業者へ直接お支払いしますので、後払い可能な業者を利用してください

＜対象とならない経費＞

具体的に次のようなものですが、記載のもの以外にも対象とならない経費があります
判断がしがたい経費については文化庁において査定しますので予め御了承ください

- ・講師が所有する物のレンタル代
- ・講師が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・講師が制作した教材に係る費用や制作に係る手数料
- ・通常学校や児童生徒が所有しているもの
- ・児童生徒の移動に係る経費
- ・ピアノ調律代
- ・備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物を含む）
- ・飲食代、記念品代、花束代等、個人に受益があるもの
- ・会場借り上げ（使用）料及び付帯設備使用料
- ・体育館等の条件整備にかかる経費（ピアノ移動費、暗幕設置費等）
- ・コピー用紙、トナー等本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの
- ・経費計画書作成時に計上されていないもの

9 提出書類

■ 実施希望校が作成・提出する書類

様式	提出書類	形式
【様式 2】	実施希望調書（個別表）※必須	電子データ (Excel)
【様式 3】	経費計画書 ※必須	
【様式 4】又は 【様式 4-B】	被派遣者略歴書（兼）旅費計算書 又は 被派遣者略歴書（兼）旅費計算書（連続行程用） ※必須 別の学校に【様式4-B】を提出する場合は不要	
旅費に係る 根拠書類	・ 路線バス料金表（一般的な検索システムで検索できない場合のみ）	電子データ (PDF)
諸雑費に係る 根拠書類	・ 見積書 ・ 金額算出根拠書類（計算シミュレーション表、特別旅客料金表等）	

提出先： 各都道府県・政令指定都市担当部局

提出期限： 各都道府県・政令指定都市の設定する提出期限

※各都道府県・政令指定都市毎に異なります

（注意事項）

※市町村の教育委員会を通しての受付となる場合もありますので、提出先・提出方法・提出期日については、各都道府県・政令指定都市からの案内に従ってください

■ 都道府県・政令指定都市が作成する書類

様式	提出書類	形式
【様式 1】	実施希望調書（集計表）※必須	電子データ (Excel)
※【様式 2】	実施希望調書（個別表）※必須	
※【様式 3】	経費計画書 ※必須	
※【様式4】又は 【様式 4-B】	被派遣者略歴書（兼）旅費計算書 又は 被派遣者略歴書（兼）旅費計算書（連続行程用） ※必須 別の学校に【様式4-B】を提出する場合は不要	電子データ (PDF)
※旅費に係る 根拠書類	・ 路線バス料金表（一般的な検索システムで検索できない場合のみ）	
※諸雑費に係る 根拠書類	・ 見積書 ・ 金額算出根拠書類（計算シミュレーション表、特別旅客料金表等）	

（注意事項）

※【様式 2～様式 4】は、実施校から回収する書類です

※実施校から回収した【様式 2～様式 4】をもとに【様式 1】を作成し、提出してください

提出先： 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）事務局

メール：h4-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

TEL：0570-064-203

※データ送信（メール）の件名は「R4派遣事業申請書類／（都道府県・政令指定都市名）」としてください

提出期限： 令和3年9月10日（金）23時59分必着 ※厳守

10 申請書類作成に当たっての留意事項

- ① 申請書類に関して確認事項等がある場合は、事務局より「都道府県等担当部局」へ連絡をさせていただきます
- ② 本事業の申請に当たり、実施希望校等地元主催者（以下「実施校等」という。）が講師となる芸術家の内諾を得た上で申請書類を提出してください（決定後の講師の変更は認められません）
- ③ 本事業を効率的に執行し、より多くの児童・生徒に文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、同一都道府県内において複数校が同一講師による本事業の実施を希望する場合には、原則として、連続した日程で行うよう都道府県等において実施日を調整してください。複数校による連続行程を組んだ際、連続行程に関わるすべての学校の被派遣者の構成が同一である場合は、【様式4-B】を作成し、代表校1校にまとめて旅費を計上することが可能です。書類の作成方法については「[被派遣者略歴書（兼）旅費計算書（連続行程用）](#)」【様式4-B】《P22》を確認してください
- ④ 講師となる芸術家と文化庁、事務局が直接連絡をとることはありませんので、実施校において芸術家と十分な打ち合わせを行ってください
- ⑤ 実施希望調書等申請書類は謝金及び旅費を支払う際の資料となりますので、[被派遣者略歴書（兼）旅費計算書【様式4】](#)《P20》の被派遣者本名及び現住所はもれなく記載してください
- ⑥ 申請校の非常勤講師は、本事業における講師・補助者として認められません
- ⑦ 複数の学校が合同で開催する場合は、申請校の児童生徒が全回に参加することとします
- ⑧ 提出期限以降の申請変更は受付かねますので、提出前に、今一度記入不足等がないか必ず確認の上提出してください

11 審査

文化庁内で申請内容を審査し、審査結果については都道府県を通じて通知いたします
※審査を通過した学校に関わる都道府県・政令指定都市に対し、事業内容等のヒアリングを行うことがあります

12 経費精査

- ① 審査後、採択を受けた学校については、申請書をもとに事務局にて経費精査を行います。前項「8.経費」に関して本事業規定外の経費申請が見受けられた場合、事業内容の変更または経費の調整・取下げをお願いすることがあります
- ② 申請時の経費の申請漏れ及び申請時以降の経費変更については、経費精査時に御申告くださいますようお願いいたします。なお、申請後に講師変更及び事業内容の変更はできませんので予め御了承ください
- ③ 経費精査後の経費変更は原則的に認められませんので予め御了承ください

13 申請後のスケジュール

令和 3年 9月10日	提出期限
令和 3年 10月下旬（見込）	審査結果通知（メール）
令和 3年 11月上旬	
～12月下旬（見込）	経費精査
令和 4年 1月中旬（見込）	内定通知
令和 4年 4月上旬（見込）	決定通知（事業決定）
令和 4年 6月～（見込）	事業実施開始

※上記のスケジュールは都合により変更となる場合がございますので、予め御了承ください

14 事業実施後の提出書類

事業を実施した学校において実施報告書等関係書類を作成・添付の上、事業終了後 1カ月以内に都道府県・政令指定都市担当部局を経由して、事務局へ提出してください

なお、事業を複数回実施される場合において、原則、経費は全回終了後に一括して支払います
実施報告書等関係書類は、「実施の手引き」に掲載します

- ・事業終了後のお支払いについて
諸謝金、旅費、講演等諸雑費：事務局より直接支払います

15 事業実施にあたっての留意事項

原則的に事業決定時からの変更は認められません

ただし、事業決定時の内容を変更しなければ事業の実施ができないことから、文化庁に事前に変更の承認を受けた場合にのみ、決定時の金額を上限として変更が可能となります
変更に関する書類等の届出や手続き等については、「実施の手引き」で詳細を御連絡いたします

様式について

■ 様式 1 実施希望調書（集計表）

実施希望調査を作成

集計データをすべて削除

データ提出

参加校数

0 校

都道府県・ 政庁指定都市名			TEL
担当部(局)課			FAX
担当責任者			E-MAIL

応募No.	推薦 校名	推薦希望校	推薦日 1期目	推薦日 2期目	推薦日 3期目	推薦氏名 第1名	推薦分野 文科目	推薦分野 理科目	推薦者 人数 1期目	推薦者 人数 2期目	推薦者 人数 3期目	推薦者 合計	資金	旅費	調査等諸経費	合計	通達	山村	離島	平島	電報ノ 外費	備考			
計													0円	0円	0円	0円									

※域内において推薦順位を指定する場合は推薦順位を入力してください。推薦順位がない場合は空欄のまましてください。

※ 「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「離島振興法」、「半島振興法」、「電気群島振興法特別措置法」、「小笠原諸島振興法特別措置法」の定められた地域に該当する場合は、「通達」、「山村」、「離島」、「半島」、「電気・小笠原」欄に○印をつけてください。

※本事業で得た個人情報、本事業内のみで使います

※本事業の専用ウェブページにある(個人情報について)に同意していただいたものとします

- ① 様式1の作成にあたっては、まず初めに、同ファイル内の「マニュアル」を御一読ください
- ② 様式1にはマクロ計算機能を使用しております。お使いのエクセルの設定を「マクロを有効」とした状態で作業を行ってください
- ③ 集計作業を行う個別の実施希望調書（様式2～4）のデータ名には必ず「【様式2～4】」の文字列を含めて作業を行ってください
- ④ 集計後は、青色セルの部分を直接編集することができません。個別の実施希望調書（様式2～4）の内容に誤りがないことを確認の上、集計作業を行ってください
- ⑤ 集計作業後、域内の申請数と集計されている申請校数が一致するか必ず確認を行ってください。集計数が一致しない場合、次の理由が考えられます

■ ③の要件（データ名の制約）を満たしていない

データ名を修正し、再度集計作業を行ってください

■ 以前集計済みの学校を二重集計している

一度「集計データをすべて削除」し、はじめから「実施希望調書を作成」してください

■ 実施希望調査（様式2～4）の差替え等により新旧両方のデータが作業用のフォルダに格納されている

一度「集計データをすべて削除」し、作業フォルダから不要なデータを取り除いたのち、はじめから「実施希望調書を作成」してください

- ⑥ 一度集計した学校は、個別に差替え・削除することができません。申請の取下げを行う場合は、集計を初めからやり直すか、申請時に取下げを行う学校をお申し出ください。また差替えが発生する場合は、集計を初めからやり直すか、差替えデータを取り込んだ別の様式と一緒に御提出ください
- ⑦ 集計機能がうまく作動しない場合や、⑤の作業を行っても挙動が改善されない場合は、事務局まで御一報ください

■ 様式 1 実施希望調書（集計表） 記入例 ※集計後

申請都道府県・政令指定都市情報

本申請について都道府県・政令指定都市の取りまとめの主体となる担当課の情報を記入してください

都道府県・政令指定都市名	●●県	TEL	000-0000-0000
担当部(局)課	●●県教育庁△△課	FAX	000-0000-0000
担当者氏名	●● ●●	E-MAIL	xxxxxx@xx.xxx

実施希望調書を作成

集計データをすべて削除

テーマ抽出

参加校数	5 校
------	-----

都道府県・政令指定都市名	●●県	TEL	000-0000-0000
担当部(局)課	●●県教育庁△△課	FAX	000-0000-0000
担当者氏名	●● ●●	E-MAIL	xxxxxx@xx.xxx

応募No.	推薦順位	実施希望校	実施希望校 1期	実施希望校 2期	実施希望校 3期	推薦氏名 氏名	実施分野 大項目	実施分野 中項目	推薦者 人数 1期	推薦者 人数 2期	推薦者 人数 3期	推薦者 人数 合計	謝金	旅費	調査等諸経費	合計	過疎	山村	離島	半島	奄美/小笠原	備考		
1	2	〇市立文化小学校	3期	2022/06/04	2022/06/07	2022/06/08	芸術 花子	芸術	B 日本画	2人	2人	2人	6人	189,350円	120,750円	12,000円	298,950円	〇						
2		△市立△△小学校	1期	2022/07/01			音楽 ◎◎ ◎◎	音楽	〇 パーカッション	5人			5人	100,850円	3,000円	825円	102,825円				〇			
3		△市立△△中学校	3期	2022/06/03	2022/06/12	2022/07/14	〇◎ ◎◎	文学	A 俳句	2人	1人	1人	4人	138,150円	6,250円	0円	119,650円							
4		〇市立〇〇中学校	2期	2022/08/08	2022/08/17		◇◇ ◇◇	メディア芸術	A メディアアート	1人	2人	3人	86,900円	54,000円	0円	154,600円						〇〇〇〇〇〇		
5	1	〇市立〇〇高等学校	3期	2022/10/02	2022/11/11	2022/12/04	▽▽ ▽▽	メディア芸術	E その他	0人	0人	0人	0人	106,950円	1,500円	0円	108,500円		〇					
計													602,200円	185,500円	12,825円	782,525円								

※域内において推薦順位を指定する場合は推薦順位を入力してください。推薦順位が特になければ空欄のままとしてください。
 ※「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」の定める地域に該当する場合は、「過疎」、「山村」、「離島」、「半島」、「奄美・小笠原」欄に〇印をつけてください。
 ※「小笠原諸島振興特別措置法」の定める地域に該当する場合は、「過疎」、「山村」、「離島」、「半島」、「奄美・小笠原」欄に〇印をつけてください。

推薦順位

域内において推薦順位を指定する場合は推薦順位を入力してください。推薦順位が特になければ空欄のままとしてください

応募No.	推薦順位	実施希望校	実施希望校 1期
1	2	〇市立文化小学校	3期
2		△市立△△小学校	1期
3		△市立△△中学校	3期
4		〇市立〇〇中学校	2期
5	1	〇市立〇〇高等学校	3期

過疎、山村、離島、半島、奄美/小笠原

「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「離島振興法」、「半島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」の定める地域に該当する場合は、「過疎」、「山村」、「離島」、「半島」、「奄美・小笠原」欄に〇印をつけてください

備考

申請における特記事項等のある場合は備考欄に記入してください

過疎	山村	離島	半島	奄美/小笠原	備考
〇					
			〇		
					〇〇〇〇〇〇
〇					

■ 様式2 実施希望調書（個別表）1/2

様式2

応募No. 番

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業） 実施希望調書（個別表）

都道府県・
政令指定都市名

※オレンジセル横の▼をクリックすると選択肢が表示されますので該当するものを選択してください

ふりがな			全校児童生徒	人						
実施校名										
実施校所在地	〒	-	都道府県	学校長名						
			担当者名							
TEL		FAX		メール						
実施会場			他校との合同開催の状況	参加学校名						
実施分野 (別シート参照)	大項目	中項目	(補足がある場合は記入してください)							
実施回数	全	0	回							
ふりがな			所属団体							
講師氏名 ※本名										
学校との関係			その他()							
協力者名簿への登録			連続実施年数	同一講師	年 同一分野 年					
連続実施理由 (令和元年度より数えて4年以上連続で同一講師または同一分野を希望する場合)										
第1回	実施日時			実施時間	実施合計 分					
	連続する実施									
	教科の位置付け									
	著作権									
	参加児童生徒	合計	人	参加児童生徒単位						
	補助者	氏名 ※本名		種別・従事時間		謝金合計				
		①		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		②		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		③		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		④		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
⑤			演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0	
計	0	人	※各1時間当たり 演奏6,520円、実技指導5,200円、単純労務1,070円		計	0				
事業内容（具体的な内容をお書きください）										

■ 様式 2 実施希望調書（個別表）2/2

第2回	実施日時			実施時間			実施合計	分		
	連続する実施									
	教科の位置付け									
	著作権									
	参加児童生徒	合計		人	参加児童生徒単位					
	補助者	氏名 ※本名		種別・従事時間				謝金合計		
		①		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		②		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		③		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		④		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
⑤			演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0	
計		0	人	※各1時間当たり 演奏6,520円、実技指導5,200円、単純労務1,070円				計	0	
事業内容（具体的な内容をお書きください）										
第3回	実施日時			実施時間			実施合計	分		
	連続する実施									
	教科の位置付け									
	著作権	許諾が必要		一必要な場合は						
	参加児童生徒	合計		人	参加児童生徒単位					
	補助者	氏名 ※本名		種別・従事時間				謝金合計		
		①		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		②		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		③		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
		④		演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0
⑤			演奏	時間	実技指導	時間	単純労務	時間	0	
計		0	人	※各1時間当たり 演奏6,520円、実技指導5,200円、単純労務1,070円				計	0	
事業内容（具体的な内容をお書きください）										

※実施分野は別シート【分野】を参照し、大項目、中項目を選択してください

※他校と合同で実施する場合は、参加児童生徒単位欄で「その他」を選択し、下段内に他校の参加人数を記入してください

※様式の枠内に収まらない場合は、別紙を作成し添付してください

※連続実施理由は、令和元年度以降4年以上連続で同一講師または同一分野を希望する場合、具体的な理由を明記してください

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します

※本事業の専用ウェブページにある[個人情報について]に同意していただいたものとします

■ 様式 2 実施希望調書（個別表） 記入例

様式2

応募No. **0001** 番

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業） 実

都道府県・
政令指定都市名

〇〇県

応募No.は自動反映されます

※オレンジセル横の▼をクリックすると選択肢が表示されますので該当するものを選択してください

[illegible]

4年以上連続で同一講師または同一分野を希望する場合は、「1.～3.」を必ず記入してください

該当するものを選択
してください
更に詳しい内訳の記
入が必要である場合
内訳の入力欄から当
てはまる項目を選択
または入力してくだ
さい

謝金は単価・時間
に応じて自動計算
されます

■ 様式 2 実施希望調書（個別表） 留意事項

※記入方法は、第2回、第3回も同様です

① 【連続実施理由】

令和元年度より数えて、4年連続で同一分野、または同一講師を希望する場合は、理由欄の記入が必要です。「連続実施年数」に「4」以上の数値を入力すると、理由欄の入力ができるようになります。連続実施年数が未記入の場合や、4年以上の応募にもかかわらず3年以下の年数で申請が行われた場合、申請書の再提出をお願いすることがありますので、予め御了承ください

② 【実施日時】

同一講師が同一地域において複数校で実施する場合は、可能な限り連続した日程となるよう調整してください

③ 【連続する実施】

同一講師で旅程の繋がる開催がある場合は有を選択し、申請校の開催前後の都道府県・政令指定都市名、及び学校名を記載してください

④ 【実施合計】

実際に講師が児童生徒に講話等を行う実働時間を記載してください
打ち合わせや休憩時間は除いてください

⑤ 【著作権】

著作権者の許諾を得る必要があるか確認し、許諾が必要な場合には許諾取得状況も選択してください

⑥ 【参加児童生徒】

できるだけ多くの児童生徒が参加できる計画としてください
「全校児童/生徒、学年単位、学級単位、その他」より選択し、「学年単位、学級単位、その他」の場合は下段に詳しい内容を手入力してください

⑦ 【補助者】

- ・ 2回目、3回目を実施する場合は、自動で1回目の補助者名が反映されますが、1回目と2回目以降の補助者が異なる場合は、手動で補助者名を打ち換えてください
- ・ 実施形態が「複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合」のみ、8人分まで補助者を加えることができます。実施形態を御確認の上、入力してください

⑧ 【事業内容】

事業目的だけでなく、実施方法及び講師の関わり方等、事業内容を具体的に記載してください
複数回実施する場合は、複数回に渡ってどのような内容で行うのか、事業の流れがわかるよう具体的に記載してください。全回とも同じ内容で行う場合は、各回ごとに対象参加児童生徒を変更して実施してください

■ 様式3 経費計画書

様式3

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業） 経費計画書

実施日	第1回	第2回	第3回	都道府県・政令指定都市
				実施校名

【謝金・旅費】 ※補助者氏名が自動反映されない場合は、氏名欄の▼プルダウンリストから選択してください

種別	氏名 ※本名	謝金 (a)	旅費 (b)	合計
講師		0 円	円	0 円
補助者①		0 円	円	0 円
補助者②		0 円	円	0 円
補助者③		0 円	円	0 円
補助者④		0 円	円	0 円
補助者⑤		0 円	円	0 円
補助者⑥		0 円	円	0 円
補助者⑦		0 円	円	0 円
補助者⑧		0 円	円	0 円
補助者⑨		0 円	円	0 円
補助者⑩		0 円	円	0 円
補助者⑪		0 円	円	0 円
補助者⑫		0 円	円	0 円
補助者⑬		0 円	円	0 円
謝金合計 (a) + 旅費合計 (b)		0 円	0 円	0 円

※講師謝金は1回当たり35,650円で自動計算・反映されます

※補助者謝金は1時間当たり 演奏6,520円、実技指導5,200円、単純労務1,070円 で自動計算・反映されます

※被派遣者毎に、様式4旅費計算書の合計金額を記入してください

※旅費が0円の場合も記入してください

【講演等諸雑費】

種別	項目または業者名	単価	数量	(単位)	合計
		円			0 円
		円			0 円
		円			0 円
		円			0 円
		円			0 円
		円			0 円
		円			0 円
講演等諸雑費合計 (c)					0 円

※種別:「運搬費」「消耗品」「レンタル費」「著作権使用料」のいずれかを選択してください

※金額の根拠書類(業者からの見積書)を添付してください

※決定通知以降の項目変更や、見積業者からの変更は認められません

総合計 (a+b+c)	0 円
-------------	-----

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します

※本事業の専用ウェブページにある[個人情報について]に同意していただいたものとします

■ 様式3 経費計画書 記入例

様式3

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業(芸術家の派遣事業) 経費計画書

実施日	第1回 6月10日(金)	第2回 6月17日(金)	第3回 6月23日(木)	都道府県・政令指定都市 〇〇県
				実施校名 〇〇市立文化小学校

【謝金・旅費】

※補助者氏名が自動反映されない場合は、氏名欄の▼プルダウンリストから選択してください

種別	氏名 ※本名	謝金(a)	旅費(b)	合計
講師	芸術 花子	106,950 円	37,880 円	144,830 円
補助者①	次代 太郎	48,200 円	3,000 円	51,200 円
補助者②	音楽 花子	43,000 円	21,300 円	64,300 円
補助者③	演奏 太郎	43,000 円	1,200 円	44,200 円
補助者④	弦楽 花子	13,040 円	0 円	13,040 円
補助者⑤	鍵盤 太郎	13,040 円	2,210 円	15,250 円
補助者⑥		0 円		0 円
補助者⑦		0 円		0 円
補助者⑧		0 円		0 円
補助者⑨		0 円		0 円
補助者⑩		0 円		0 円
補助者⑪		0 円		0 円
補助者⑫		0 円		0 円
		267,230 円	65,590 円	332,820 円

謝金について

- ・ 様式2を入力すると、氏名、金額は自動反映されます
各回の内訳は様式2を確認してください
- ・ 各回の参加補助者が異なり、氏名欄に氏名が表示されない場合は、氏名欄のプルダウン（▼印）より補助者名を選択してください

旅費について

- ・ 様式4の個別の旅費合計額を手入力してください
- ・ 旅費を計上しない場合も「0円」と記入してください

【講演等諸雑費】

種別	項目または業者名	単価	数量	(単位)	合計
運搬費	〇〇運搬株式会社	10,000 円	3	回	30,000 円
著作権使用料	株式会社〇〇〇〇	1,100 円	2	冊	2,200 円
レンタル					16,500 円
					0 円
					0 円
					0 円
					0 円
					0 円
講演等諸雑費合計(c)					48,700 円

講演等諸雑費について

- ・ 見積書または料金表ごとに一行入力してください。同一の見積書の品目を分けて入力する必要はありません
- ・ 同一の業者に複数の種別の発注を行う場合は、当てはまる種別のうち一つを選択してください
例) 楽器のレンタルと運搬を同一業者に発注する場合 等
- ・ 通常の授業で使用するために既に児童生徒が所有しているもの（絵具、筆等）は計上できません

※種別:「運搬費」「消耗品」「レンタル費」「著作権使用料」のいずれかを選択してください

※金額の根拠書類(業者からの見積書)を添付してください

※決定通知以降の項目変更や、見積業者からの変更は認められません

総合計(a+b+c)

381,520

円

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します

※本事業の専用ウェブページにある[個人情報について]に同意していただいたものとします

※ 謝金・旅費・講演等諸雑費はそれぞれ自動計算されますが、提出前に計算に誤りがないか必ず確認してください

■ 様式 4 被派遣者略歴書（兼）旅費計算書

様式 4

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

被派遣者 略歴書(兼)旅費計算書

実施日	第1回		第2回		第3回		都道府県・ 政令指定都市名
-----	-----	--	-----	--	-----	--	------------------

①派遣先

学校名		最寄駅/バス停	
-----	--	---------	--

②被派遣者

令和 年 月 日 現在

ふりがな		ふりがな		生年月日	(西暦・必須)
本名		芸名		性別	
専門分野		所属団体		職業	
現住所	〒	-			
最寄交通機関		最寄駅/バス停			
■専門分野に係る主な賞歴、活動実績など			年	月	
年	月		年	月	
年	月		年	月	
年	月		年	月	

③旅費

↓（申請時）様式3に転記してください
（報告時）様式10に転記してください

※本事業の旅費基準に従って計上してください
※乗り換え毎に行を分けて記入してください
※交通機関名欄は、プルダウンより選択してください
※バス運賃の根拠書類を添付してください（運賃表、検索画面のコピー等）
※距離を必ず記入してください

旅費合計 (a+b+c+d)	0	円									
日付	曜日	移動区間 発地 → 着地	※交通 機関名	※距離 (km)	運賃 乗車券	特急 急行料金	交通費 小計	車賃	日当	宿泊費	宿泊地
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
		→					0				
合 計							a 0	b 0	c 0	d 0	

（備 考） ※出発地が現住所と異なる場合は出発地（駅名/バス停名）及びその理由を記入してください

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します

※本事業の専用ウェブページにある[個人情報について]に同意していただいたものとし

■ 様式 4 被派遣者略歴書（兼）旅費計算書 記入例

- 黄色セルは該当する項目をプルダウンリストより選択し、入力してください
- 青色セルは自動計算のため入力不要です

講師・補助者とも1名につき1枚作成してください

様式4

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

被派遣者 略歴書（兼）旅費計算書

実施日	第1回	6月10日(金)	第2回	6月17日(金)	第3回	6月23日(木)	都道府県・政令指定都市名	〇〇県
-----	-----	----------	-----	----------	-----	----------	--------------	-----

①派遣先

学校名	〇〇市立文化小学校	最寄駅/バス停	〇〇駅
-----	-----------	---------	-----

②被派遣者

令和 3 年 8 月 1 日 現在

ふりがな	げいじゅつ はなこ	ふりがな	ぶんか はなこ	生年月日	1970/1/1 (西暦・必須)
本名	芸術 花子	芸名	文化 はなこ	性別	女
専門分野	ヴァイオリン	所属団体	●●室内管弦楽団	職業	ヴァイオリニスト
現住所	〒 XXX - XXXX	〇〇県	〇〇県 × × 市 × × 町 XXX-XX		
最寄交通機関	JR〇〇線	最寄駅/バス停	× × 駅		
■専門分野に係る主な賞歴、活動実績など					
1990 年 1 月	〇〇賞入賞	年	月		
2000 年 1 月	〇〇賞入賞	年	月		
年 月		年	月		

③旅費

↓（申請時）様式3に転記してください
（報告時）様式10に転記してください

※本事業の旅費基準に従って計上してください
※乗り換え毎に行を分けて記入してください
※交通機関名欄は、プルダウンより選択してください
※バス運賃の根拠書類を添付してください（運賃表、検索画面のコピー等）
※距離を必ず記入してください

旅費合計 (a+b+c+d)		37,880		円								
日付	曜日	移動区間		※交通 機関名	※距離 (km)	運賃 乗車券	特急 急行料金	交通費 小計	車賃	日当	宿泊費	宿泊地
		発地	→ 着地									
2021/6/10	(木)	××駅	→ △△駅	JR特急あり	100.0km	2,000	1,000	3,000		1,100		
		△△駅	→ ○○駅	私鉄特急なし	5.0km	200		200				
		○○駅	→ △△駅	私鉄特急	5.0km	200		200				
旅費について ・ 片道ずつ、行程順に記入してください ・ バス代を計上する場合は、「運賃乗車券」欄に記入してください ・ 高速道路代を計上する場合は、交通機関機関名を「その他」とし、料金を「特急急行料金」欄に記入してください ・ 前後に別の実施希望校と連続日程を取る場合は、他方の学校と旅費が重複しないよう、事前に打ち合わせを行ってください												
		△△駅	→ ××駅	り	100.0km	2,000	1,000	3,000				
2021/6/22	(火)	自宅	→ ○○小学校	自家用車	120.0km			0		1,100	9,800	○○市
		××IC	→ ○○IC	その他	80.0km		1,000	1,000				
2021/6/23	(水)	○○小学校	→ 自宅	自家用車	120.0km			0		1,100		
		○○IC	→ ××IC	その他	80.0km		1,000	1,000				
合 計								a	b	c	d	
								14,800	8,880	4,400	9,800	

旅費について

- ・ 片道ずつ、行程順に記入してください
- ・ バス代を計上する場合は、「運賃乗車券」欄に記入してください
- ・ 高速道路代を計上する場合は、交通機関機関名を「その他」とし、料金を「特急急行料金」欄に記入してください
- ・ 前後に別の実施希望校と連続日程を取る場合は、他方の学校と旅費が重複しないよう、事前に打ち合わせを行ってください

（備 考） ※出発地が現住所と異なる場合は出発地（駅名/バス停名）及びその理由を記入してください

6/22、23は楽器運搬のため自家用車を利用。
6/22は、翌日の授業開始時間に間に合わないため宿泊。

※本事業で得た個人情報、本事業内のみで使用します

※本事業の専用ウェブページにある[個人情報について]に同意していただいたものとします

■ 様式 4-B 被派遣者略歴書（兼）旅費計算書（連続行程用）

- 複数の申請校によって連続行程を組む被派遣者の構成がすべての回で同一の場合、本様式を使用してください。学校ごとにメンバーを入れ替えて実施する場合、本様式は使用できませんので、学校ごとに【様式4】を作成してください
- 旅費を計上する学校以外の【様式3】は旅費0円で計上してください

様式 4-B

令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

被派遣者 略歴書（兼）旅費計算書（連続行程用）

① 旅費を計上する実施校

実施日	第1回	第2回	第3回	都道府県・ 政令指定都市名
学校名	最寄駅/バス停			

② 被派遣者

令和 年 月 日 現在

ふりがな	ふりがな	生年月日	(西暦・必須)
本名	芸名	性別	
専門分野	所属団体	職業	
現住所	〒 -		
最寄交通機関	最寄駅/バス停		
■専門分野に係る主な賞歴、活動実績など			
年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月

③ ①旅費を計上する実施校と連続行程を組む実施校

※連続行程を取る学校の参加予定者が、全回通して同一の場合のみ、本様式を使用してください。学校ごとにメンバーを入れ替えて実施する場合は学校ごとに【様式4】を作成してください
※旅費を計上する学校以外の【様式3】は旅費0円で計上してください

No.	連続実施校		最寄駅/バス停	実施日		
	都道府県	実施校名		第1回	第2回	第3回
①						
②						
③						

④ 旅費

↓（申請時）様式3に転記してください
（報告時）様式10に転記してください

※本事業の旅費基準に従って計上してください
※乗り換え毎に行を分けて記入してください
※交通機関名欄は、プルダウンより選択してください
※バス運賃の根拠書類を添付してください（運賃表、検索画面のコピー等）
※距離を必ず記入してください

旅費合計 (a+b+c+d)		0 円		※交通機関名欄は、プルダウンより選択してください ※バス運賃の根拠書類を添付してください(運賃表、検索画面のコピー等) ※距離を必ず記入してください								
日付	曜日	移動区間		※交通 機関名	※距離 (km)	運賃 乗車券	特急 急行料金	交通費 小計	車 賃	日当	宿泊費	宿泊地
		発地	→ 着地									
			→					0				
			→					0				
			→					0				
			→					0				
			→					0				
			→					0				
			→					0				
合 計								a	b	c	d	
								0	0	0	0	

（備 考） ※出発地が現住所と異なる場合は出発地（駅名/バス停名）及びその理由を記入してください

※本事業で得た個人情報、本事業内のみで使います
※本事業の専用ウェブページにある「個人情報について」に同意していただいたものとします

講師・補助者とも1名につき1枚作成してください

被派遣者 略歴書(兼)旅費計算書(連続行程用)

Q1. 本事業の実施に当たり、文化庁が負担する経費（謝金・旅費・講演等諸雑費）以外は地元主催者が負担することとなっていますが、これは具体的にどのようなものがありますか？

A1. 地元主催者が負担する経費としては、複数校が合同で開催する等で文化施設等を利用する場合の使用料や児童・生徒の移動費、ピアノ調律代、電話代等の事務経費、会場の光熱水費等があります

楽器運搬費や研修教材費等に係る諸雑費については、文化庁が経費の一部を負担いたします
実施内容により異なりますので、都道府県等担当者や事務局と御相談ください

なお、文化庁の支出対象経費であっても、募集案内で定められた基準額を超える部分については、地元主催者の負担となります

Q2. 実施直前に補助者が必要となったので、新たに依頼したいのですが、その場合も経費（謝金・旅費）は支払われるのでしょうか？

A2. 限られた予算の範囲で実施しているため、事業決定後に補助者を増員することはできません
申請の際に十分御検討ください

Q3. 実施回数が複数回となる場合、その開催日は連続していないといけないのでしょうか？

A3. 効率的な事業実施の観点から、連続していることが好ましいですが、実施希望校・被派遣者の都合によりやむを得ない場合は、その限りではありません

Q4. 開催日程として同日に2回実施した場合、謝金は実施回数分支払われるのでしょうか？

A4. 被派遣者（主指導者）への謝金は「1日当たり 35,650円」となっています
なお、実施校が異なる場合等（派遣先：2校）であれば、35,650円 × 2校分が支払われます

Q5. 補助者の謝金について、「演奏者」「実技指導者」と区分されていますが、具体的にはどのように分類するのでしょうか？

A5. 「演奏者」は実技を披露する者、「実技指導者」は実技指導を補助する者を言います
実技指導の一環で実技披露を行う場合は、原則として実技指導者に該当します

Q6. 謝金について、補助者は時間当たりの単価になっていますが、打合せの時間を含めていいのでしょうか？

A6. 謝金の時間とは、児童・生徒に事業を行った実施時間であり、拘束時間ではありません
ので、移動、練習、打合せ等は時間に含みません

-
- Q7. 旅費が計画時よりも安くなった場合、決定額の合計金額内であれば、講演等諸雑費に流用してもいいのでしょうか？**
- A7. 謝金・旅費・講演等諸雑費間での流用はできません
講演等諸雑費は申請書類を基に、金額が決定しますので、申請以降の内容変更はできません
また、旅費の個人間での流用もできません
- Q8. 学校側で招聘する芸術家を見つけることが難しいため、芸術家を紹介してもらうことはできるのでしょうか？**
- A8. 本事業では、多くの学校で実施いただくことを目的に、芸術家・芸術団体の協力のもと「協力者名簿」を作成しております
名簿を御覧になりたい場合は、各都道府県・政令指定都市の本事業担当課にお問合せください
- Q9. 事業決定時から内容（日程・補助者変更を含む）を変更したい場合、どうすればよいでしょうか？**
- A9. 原則的に事業決定時からの変更は認められませんので、申請前に地元主催者と講師の間で詳細を確認の上、書類の提出をお願いいたします
ただし、事業決定時の内容を変更しなければ事業の実施ができないことから、文化庁に事前に変更承認を受けた場合にのみ、決定時の金額を上限として変更が可能となります
変更に関する書類等の届出や手続き等については、実施の手引きで詳細を御連絡いたします
- Q10. 1校について、講師 A・B・C の3名で1回ずつの応募は可能でしょうか？**
- A10. 計3回以内で可能です
ただし、1件ずつ書類を作成してください
- Q11. 小中一貫校の場合、小学部と中学部の両方の実施を合わせて3回が上限ですか？**
- A11. 小学部と中学部でそれぞれ3回ずつの実施が可能です
- Q12. 周辺の学校と2校合同で実施を予定しています。実施会場が体育館の場合は、補助者最大8名、講演等諸雑費上限100,000円でしょうか**
- A12. 体育館で実施する場合は、補助者最大5名、講演等諸雑費上限50,000円です
複数校による合同開催かつ文化施設で実施する際のみ、補助者最大8名、講演等諸雑費上限100,000円に該当します
- Q13. 音楽著作権使用料の見積はどのように取得すればよいのでしょうか**
- A13. 音楽著作権使用料の見積は、下記の「使用料計算シュミレーション」で試算可能です
計算結果を印刷して御提出ください
【使用料計算シミュレーション】
<https://www.jasrac.or.jp/info/event/simulation.html>

■ <別紙> 実施分野

大項目	中項目							
音楽	A ピアノ	B 声楽	C 弦楽器	D パーカッション	E 管楽器	F その他		
演劇	A 現代劇	B ミュージカル	C 人形劇	D その他				
舞踊	A バレエ	B 現代舞踊	C 身体表現	D その他				
大衆芸能	A 落語	B 講談	C 漫才	D 浪曲	E その他			
美術	A 洋画	B 日本画	C 版画	D 彫刻	E 書	F 写真	G その他	
伝統芸能	A 歌舞伎	B 能楽	C 人形浄瑠璃	D 日本舞踊	E 和太鼓	F 箏	G 三味線	H その他
文学	A 俳句	B 朗読	C その他					
生活文化	A 囲碁	B 将棋	C 華道	D 茶道	E 和装	F 食文化	G その他	
メディア 芸術	A メディアアート	B 映画	C アニメーション	D マンガ	E その他			

< 別紙 >片道 100km未満の特例区間（特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間）

【令和 3年 7月現在】

	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	くりこま高原 ～ 北上	101	鶴岡 ～ 村上
2	新函館北斗 ～ 八雲	52	くりこま高原 ～ 新花巻	102	東京 ～ 小田原
3	新函館北斗 ～ 長万部	53	一ノ関 ～ 新花巻	103	東京 ～ 湯河原
4	八雲 ～ 洞爺	54	一ノ関 ～ 盛岡	104	東京 ～ 大月
5	八雲 ～ 伊達紋別	55	水沢江刺 ～ 盛岡	105	東京 ～ 小山
6	札幌 ～ 美唄	56	盛岡 ～ 二戸	106	東京 ～ 熊谷
7	札幌 ～ 砂川	57	盛岡 ～ 八戸	107	東京 ～ 本庄早稲田
8	札幌 ～ 滝川	58	盛岡 ～ 大曲	108	東京 ～ 石岡
9	札幌 ～ 白老	59	盛岡 ～ 角館	109	東京 ～ 八街
10	札幌 ～ 苫小牧	60	二戸 ～ 七戸十和田	110	東京 ～ 成東
11	札幌 ～ 追分	61	八戸 ～ 新青森	111	東京 ～ 横芝
12	札幌 ～ 新夕張	62	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	112	東京 ～ 八日市場
13	岩見沢 ～ 深川	63	青森 ～ 鷹ノ巣	113	東京 ～ 茂原
14	岩見沢 ～ 旭川	64	青森 ～ 大館	114	東京 ～ 上総一ノ宮
15	美唄 ～ 旭川	65	米沢 ～ 村山	115	東京 ～ 大原
16	砂川 ～ 旭川	66	赤湯 ～ 村山	116	東京 ～ 君津
17	滝川 ～ 旭川	67	赤湯 ～ 新庄	117	東京 ～ 木更津
18	旭川 ～ 白滝	68	山形 ～ 新庄	118	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
19	旭川 ～ 士別	69	大曲 ～ 秋田	119	品川 ～ 小田原
20	旭川 ～ 名寄	70	大曲 ～ 雫石	120	品川 ～ 熱海
21	旭川 ～ 美深	71	秋田 ～ 東能代	121	品川 ～ 石岡
22	伊達紋別 ～ 苫小牧	72	秋田 ～ 鷹ノ巣	122	新横浜 ～ 熱海
23	東室蘭 ～ 苫小牧	73	秋田 ～ 象潟	123	新横浜 ～ 三島
24	東室蘭 ～ 南千歳	74	秋田 ～ 仁賀保	124	小田原 ～ 新富士
25	幌別 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 田沢湖	125	小田原 ～ 静岡
26	登別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 角館	126	熱海 ～ 静岡
27	南千歳 ～ 占冠	77	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	127	熱海 ～ 伊豆急下田
28	新札幌 ～ 新夕張	78	東能代 ～ 弘前	128	池袋 ～ 西武秩父
29	新得 ～ 池田	79	大館 ～ 新青森	129	新宿 ～ 大月
30	遠軽 ～ 北見	80	羽後本荘 ～ 鶴岡	130	新宿 ～ 箱根湯本
31	遠軽 ～ 美幌	81	羽後本荘 ～ 余目	131	三鷹 ～ 大月
32	北見 ～ 網走	82	羽後本荘 ～ 酒田	132	三鷹 ～ 塩山
33	名寄 ～ 音威子府	83	越後湯沢 ～ 長岡	133	三鷹 ～ 山梨市
34	幌延 ～ 南稚内	84	越後湯沢 ～ 燕三条	134	立川 ～ 塩山
35	幌延 ～ 稚内	85	越後湯沢 ～ 高崎	135	立川 ～ 山梨市
36	郡山 ～ 白石蔵王	86	浦佐 ～ 燕三条	136	立川 ～ 石和温泉
37	郡山 ～ 米沢	87	浦佐 ～ 上毛高原	137	立川 ～ 甲府
38	郡山 ～ 那須塩原	88	新井 ～ 柏崎	138	八王子 ～ 塩山
39	福島 ～ 仙台	89	新井 ～ 長岡	139	八王子 ～ 山梨市
40	福島 ～ 赤湯	90	上越妙高 ～ 長岡	140	八王子 ～ 石和温泉
41	福島 ～ かみのやま温泉	91	上越妙高 ～ 見附	141	八王子 ～ 甲府
42	福島 ～ 山形	92	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	142	八王子 ～ 竜王
43	福島 ～ 新白河	93	上越妙高 ～ 上田	143	八王子 ～ 韭崎
44	仙台 ～ くりこま高原	94	上越妙高 ～ 長野	144	上野原 ～ 甲府
45	仙台 ～ 一ノ関	95	直江津 ～ 長岡	145	大月 ～ 韭崎
46	仙台 ～ 浪江	96	直江津 ～ 見附	146	大月 ～ 小淵沢
47	古川 ～ 一ノ関	97	直江津 ～ 東三条	147	塩山 ～ 上諏訪
48	古川 ～ 水沢江刺	98	長岡 ～ 新潟	148	石和温泉 ～ 上諏訪
49	古川 ～ 北上	99	新潟 ～ 村上	149	甲府 ～ 富士
50	くりこま高原 ～ 水沢江刺	100	坂町 ～ 鶴岡	150	甲府 ～ 岡谷

	区 間		区 間		区 間
151	甲府 ~ 塩尻	201	館山 ~ 木更津	251	松本 ~ 長野
152	甲府 ~ 富士宮	202	館山 ~ 五井	252	安中榛名 ~ 上田
153	甲府 ~ 内船	203	館山 ~ 海浜幕張	253	安中榛名 ~ 長野
154	韭崎 ~ 松本	204	館山 ~ 蘇我	254	佐久平 ~ 長野
155	上野 ~ 小山	205	富浦 ~ 五井	255	佐久平 ~ 飯山
156	上野 ~ 石岡	206	富浦 ~ 海浜幕張	256	上田 ~ 飯山
157	東武動物公園 ~ 新桐生	207	富浦 ~ 蘇我	257	京都 ~ 日根野
158	大宮 ~ 宇都宮	208	岩井 ~ 海浜幕張	258	京都 ~ 関西空港
159	大宮 ~ 本庄早稲田	209	保田 ~ 海浜幕張	259	京都 ~ 綾部
160	大宮 ~ 高崎	210	浜金谷 ~ 海浜幕張	260	京都 ~ 福知山
161	大宮 ~ 新前橋	211	三島 ~ 静岡	261	京都 ~ 西舞鶴
162	大宮 ~ 前橋	212	新富士 ~ 掛川	262	新大阪 ~ 西明石
163	大宮 ~ 安中榛名	213	静岡 ~ 浜松	263	新大阪 ~ 姫路
164	小山 ~ 那須塩原	214	豊橋 ~ 名古屋	264	新大阪 ~ 海南
165	熊谷 ~ 軽井沢	215	豊橋 ~ 水窪	265	新大阪 ~ 和歌山
166	熊谷 ~ 安中榛名	216	豊橋 ~ 中部天竜	266	大阪 ~ 柏原
167	熊谷 ~ 佐久平	217	名古屋 ~ 米原	267	尼崎 ~ 柏原
168	本庄早稲田 ~ 軽井沢	218	名古屋 ~ 白川口	268	姫路 ~ 岡山
169	本庄早稲田 ~ 佐久平	219	名古屋 ~ 飛騨金山	269	姫路 ~ 和田山
170	高崎 ~ 長野原草津口	220	岐阜 ~ 下呂	270	姫路 ~ 八鹿
171	高崎 ~ 佐久平	221	岐阜 ~ 飛騨萩原	271	姫路 ~ 江原
172	高崎 ~ 上田	222	米原 ~ 武生	272	姫路 ~ 豊岡
173	北千住 ~ 足利市	223	米原 ~ 鯖江	273	姫路 ~ 竹田
174	北千住 ~ 太田	224	米原 ~ 福井	274	相生 ~ 岡山
175	浅草 ~ 太田	225	米原 ~ 京都	275	上郡 ~ 鳥取
176	柏 ~ 友部	226	高山 ~ 富山	276	岡山 ~ 福山
177	柏 ~ 水戸	227	長浜 ~ 福井	277	岡山 ~ 新尾道
178	柏 ~ 勝田	228	敦賀 ~ 芦原温泉	278	岡山 ~ 新見
179	水戸 ~ いわき	229	敦賀 ~ 京都	279	岡山 ~ 多度津
180	いわき ~ 相馬	230	武生 ~ 小松	280	岡山 ~ 観音寺
181	軽井沢 ~ 長野	231	武生 ~ 金沢	281	岡山 ~ 川之江
182	錦糸町 ~ 成東	232	鯖江 ~ 金沢	282	岡山 ~ 伊予三島
183	錦糸町 ~ 横芝	233	福井 ~ 松任	283	岡山 ~ 善通寺
184	錦糸町 ~ 八日市場	234	福井 ~ 金沢	284	岡山 ~ 琴平
185	錦糸町 ~ 旭	235	芦原温泉 ~ 金沢	285	岡山 ~ 阿波池田
186	錦糸町 ~ 佐原	236	小松 ~ 七尾	286	岡山 ~ 三原
187	千葉 ~ 八日市場	237	金沢 ~ 富山	287	岡山 ~ 大原
188	千葉 ~ 旭	238	金沢 ~ 黒部宇奈月温泉	288	倉敷 ~ 新見
189	千葉 ~ 銚子	239	金沢 ~ 七尾	289	新倉敷 ~ 新尾道
190	大網 ~ 安房鴨川	240	金沢 ~ 和倉温泉	290	新倉敷 ~ 三原
191	大原 ~ 海浜幕張	241	新高岡 ~ 黒部宇奈月温泉	291	福山 ~ 東広島
192	大原 ~ 蘇我	242	新高岡 ~ 糸魚川	292	新尾道 ~ 広島
193	御宿 ~ 海浜幕張	243	富山 ~ 糸魚川	293	宝塚 ~ 柏原
194	勝浦 ~ 海浜幕張	244	糸魚川 ~ 長野	294	宝塚 ~ 福知山
195	勝浦 ~ 蘇我	245	糸魚川 ~ 飯山	295	三田 ~ 福知山
196	上総興津 ~ 海浜幕張	246	上諏訪 ~ 信濃大町	296	新見 ~ 米子
197	上総興津 ~ 蘇我	247	塩尻 ~ 中津川	297	津 ~ 鶴方
198	安房小湊 ~ 海浜幕張	248	塩尻 ~ 長野	298	津 ~ 名張
199	安房小湊 ~ 蘇我	249	木曽福島 ~ 多治見	299	松阪 ~ 紀伊長島
200	安房鴨川 ~ 蘇我	250	松本 ~ 篠ノ井	300	松阪 ~ 尾鷲

	区 間			区 間			区 間	
301	多気	～ 尾鷲	351	高松	～ 池谷	401	小倉	～ 新鳥栖
302	新宮	～ 白浜	352	高松	～ 徳島	402	小倉	～ 中津
303	紀伊勝浦	～ 白浜	353	高松	～ 阿南	403	小倉	～ 柳ヶ浦
304	紀伊勝浦	～ 紀伊田辺	354	高松	～ 勝瑞	404	小倉	～ 宇佐
305	串本	～ 白浜	355	坂出	～ 川之江	405	小倉	～ 杵築
306	串本	～ 紀伊田辺	356	坂出	～ 伊予三島	406	折尾	～ 中津
307	白浜	～ 御坊	357	坂出	～ 新居浜	407	香椎	～ 行橋
308	白浜	～ 海南	358	坂出	～ 阿波池田	408	博多	～ 筑後船小屋
309	紀伊田辺	～ 海南	359	宇多津	～ 阿波池田	409	博多	～ 荒尾
310	紀伊田辺	～ 和歌山	360	丸亀	～ 新居浜	410	博多	～ 新玉名
311	南部	～ 和歌山	361	丸亀	～ 壬生川	411	博多	～ 佐賀
312	湯浅	～ 天王寺	362	多度津	～ 新居浜	412	博多	～ 肥前山口
313	藤並	～ 天王寺	363	観音寺	～ 今治	413	博多	～ 肥前鹿島
314	海南	～ 天王寺	364	川之江	～ 今治	414	博多	～ 武雄温泉
315	和歌山	～ 天王寺	365	伊予三島	～ 今治	415	博多	～ 有田
316	二条	～ 綾部	366	新居浜	～ 伊予北条	416	博多	～ 行橋
317	二条	～ 福知山	367	新居浜	～ 松山	417	博多	～ 日田
318	二条	～ 東舞鶴	368	伊予西条	～ 松山	418	博多	～ 天ヶ瀬
319	二条	～ 西舞鶴	369	壬生川	～ 松山	419	鳥栖	～ 武雄温泉
320	亀岡	～ 綾部	370	今治	～ 伊予大洲	420	鳥栖	～ 早岐
321	亀岡	～ 福知山	371	松山	～ 八幡浜	421	鳥栖	～ 佐世保
322	亀岡	～ 東舞鶴	372	松山	～ 卯之町	422	久留米	～ 熊本
323	亀岡	～ 西舞鶴	373	松山	～ 宇和島	423	久留米	～ 天ヶ瀬
324	亀岡	～ 宮津	374	伊予市	～ 宇和島	424	久留米	～ 豊後森
325	園部	～ 福知山	375	阿波池田	～ 後免	425	久留米	～ 由布院
326	園部	～ 東舞鶴	376	阿波池田	～ 高知	426	筑後船小屋	～ 熊本
327	園部	～ 西舞鶴	377	阿波池田	～ 徳島	427	筑後船小屋	～ 新八代
328	園部	～ 宮津	378	阿波池田	～ 阿波川島	428	新玉名	～ 新鳥栖
329	綾部	～ 城崎温泉	379	土佐山田	～ 須崎	429	熊本	～ 新水俣
330	福知山	～ 豊岡	380	後免	～ 須崎	430	熊本	～ 出水
331	福知山	～ 城崎温泉	381	高知	～ 土佐久礼	431	熊本	～ 新鳥栖
332	福知山	～ 網野	382	高知	～ 窪川	432	熊本	～ 宮地
333	福知山	～ 峰山	383	須崎	～ 中村	433	熊本	～ 豊後竹田
334	鳥取	～ 伯耆大山	384	栗林	～ 池谷	434	新八代	～ 出水
335	鳥取	～ 米子	385	栗林	～ 徳島	435	新八代	～ 川内
336	倉吉	～ 松江	386	栗林	～ 勝瑞	436	新水俣	～ 鹿児島中央
337	米子	～ 鳥取大学前	387	屋島	～ 池谷	437	出水	～ 鹿児島中央
338	松江	～ 大田市	388	屋島	～ 徳島	438	鹿児島中央	～ 都城
339	出雲市	～ 江津	389	志度	～ 徳島	439	鹿児島中央	～ 西都城
340	出雲市	～ 浜田	390	徳島	～ 日和佐	440	鹿児島	～ 西都城
341	大田市	～ 浜田	391	徳島	～ 牟岐	441	新鳥栖	～ 諫早
342	大田市	～ 益田	392	三原	～ 広島	442	新鳥栖	～ 武雄温泉
343	益田	～ 新山口	393	広島	～ 徳山	443	新鳥栖	～ 早岐
344	児島	～ 伊予三島	394	新岩国	～ 新山口	444	新鳥栖	～ 佐世保
345	高松	～ 観音寺	395	徳山	～ 厚狭	445	佐賀	～ 諫早
346	高松	～ 川之江	396	新山口	～ 新下関	446	佐賀	～ 浦上
347	高松	～ 伊予三島	397	新山口	～ 津和野	447	佐賀	～ 早岐
348	高松	～ 阿波池田	398	新山口	～ 小倉	448	佐賀	～ 佐世保
349	高松	～ 大歩危	399	新下関	～ 博多	449	肥前山口	～ 諫早
350	高松	～ 板野	400	小倉	～ 博多	450	肥前山口	～ 長崎

	区 間		
451	肥前鹿島	～	長崎
452	中津	～	別府
453	中津	～	大分
454	柳ヶ浦	～	別府
455	柳ヶ浦	～	大分
456	宇佐	～	大分
457	別府	～	佐伯
458	大分	～	佐伯
459	大分	～	日田
460	大分	～	天ヶ瀬
461	大分	～	豊後森
462	大分	～	宮地
463	大分	～	豊後竹田
464	津久見	～	日向市
465	佐伯	～	延岡
466	佐伯	～	日向市
467	延岡	～	宮崎
468	延岡	～	南宮崎
469	延岡	～	宮崎空港
470	南延岡	～	宮崎
471	南延岡	～	南宮崎
472	南延岡	～	宮崎空港
473	日向市	～	宮崎
474	日向市	～	南宮崎
475	日向市	～	宮崎空港
476	宮崎	～	都城
477	宮崎	～	西都城
478	南宮崎	～	国分
479	新水前寺	～	豊後竹田
480	宮地	～	三重町
481	下今市	～	春日部

**令和4年度文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）
実施校募集案内における留意事項**

実施校募集案内にも記載がございますが、特に御留意いただきたい事項について下記にまとめましたので、必ず御確認くださいようお願いいたします。

1. 謝金について

実施希望校

都道府県等担当部局

令和4年度より、謝金の単価が下記の通り変更となっております。

区分	令和2年度※募集時	令和3年度※募集時
講師（特別講演謝金）	35,000円	35,650円
演奏謝金	6,400円	6,520円
実技指導謝金	5,100円	5,200円
単純労働者	1,050円	1,070円

≫募集案内6ページ「[8]経費>①謝金」参照

2. 同一分野、または同一講師での実施を4年以上連続で希望する場合の対応について

実施希望校

都道府県等担当部局

- ① 同一分野、または同一講師での実施を4年以上連続で希望する場合は、様式2「連続実施理由」を必ず記入してください。記入のない場合は申請が認められない場合がございます。
- ② 申請が4年以上連続で同一分野・同一講師であっても、3年以内のいずれかの年度で不採択または事業中止となった場合は、連続実施とみなしません。
- ③ 希望の分野・講師が連続4年以上に該当するかどうか分からない場合は、事前に管轄の都道府県等担当部局にお問い合わせください。

≫募集案内4ページ「[5]実施方法>②実施回数・実施形態」参照

≫募集案内16・17ページ「様式2 実施希望調書（個別表）記入例」参照

3. 申請様式の一部廃止について

実施希望校

都道府県等担当部局

申請時における「【様式5】文化庁事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況」及び「【様式6】文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」協力芸術家登録票兼同意書」は令和4年度募集より廃止となりました。

≫募集案内9・10ページ「[9]提出書類」参照

4. 申請書の提出形式について

実施希望校

都道府県等担当部局

令和4年度募集より、申請書の提出はデータ形式（ExcelまたはPDF形式）のみとなりましたので、御周知くださいますようお願いいたします。

≫募集案内9・10ページ「[9]提出書類」参照

5. 様式1の作成方法について

都道府県等担当部局

令和4年度募集より、「【様式1】実施希望調書（集計表）」の集計ツール（マクロ計算機能）を導入いたしました。使用方法については「【様式1】実施希望調書（集計表）」内「マニュアル」シートに記載しております。使用にあたり御不明な点がございましたら事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

6. 様式4-Bについて

実施希望校

都道府県等担当部局

- ① 令和4年度より、複数校により連続行程を組み実施を希望する場合、様式4-Bを作成し、代表校1校にまとめて旅費を計上することが可能です。
- ② 複数校の旅費をまとめる場合、計上できる旅費は各校の上限額の合計金額までとなります。（1回当たり 25万円以内。ただし、複数回実施する場合は、1校につき50万円以内）
- ③ 様式4-Bの利用について、連続行程を組む複数校の参加被派遣者の構成が、全回を通して同一の場合に限ります。ただし、条件に当てはまる場合でも、従来通り学校ごとに旅費を分けて申請を行うこともできますので、必要に応じてご活用ください。
- ④ 様式4-Bを使用する場合の具体的な記載の整理については下記の通りですが、記入方法について不明な点がございましたら事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

具体例①「全回で複数校の行程が連続する場合」

実施予定		行程	様式3に 計上する旅費
A校 (代表校)	1回目 6/1 2回目 9/1	6/1 自宅→A校 200 円 A校→B校 300 円	2000円
B校	1回目 6/1 2回目 9/1	B校→C校 400 円 C校→自宅 100 円	0円
C校	1回目 6/1 2回目 9/1	9/1 自宅→A校 200 円 A校→B校 300 円 B校→C校 400 円 C校→自宅 100 円 2000 円	0円

- ・ 連続行程を組むすべての学校を経由する一筆書きの行程を様式4-Bに記入してください。
- ・ 複数回の実施を予定しており、旅行が複数に及ぶ場合は、記入例のように旅行ごとに行程が一筆書きとなるよう記入してください。
- ・ 行程は時系列に記入してください。
- ・ 上記の例の場合、計上可能な旅費上限は150万円（1校あたり50万円）となります。
- ・ 記入例ではA校を代表校としておりますが、旅費をまとめて計上する学校はB校、C校でも構いません。

具体例②「一部の実施回で複数校の行程が連続する場合」			
※例ではA校の1回目とB校の1回目、B校の2回目とC校の2回目が連続			
実施予定		行程	様式3に 計上する旅費
A校 (代表校)	1回目 6/1	6/1 自宅→A校 200 円 A校→B校 300 円	2300円
	2回目 7/1		
B校	1回目 6/1	B校→自宅 400 円	0円
	2回目 9/2		
C校	1回目 7/8 2回目 9/2	7/1 自宅⇔A校 200 円	0円
		7/8 自宅⇔C校 300 円	
		9/2 自宅→B校 400 円	
		B校→C校 400 円	
		C校→自宅 100 円	
		2300 円	

- 複数回実施を予定しており、一部の回のみ他校と連続行程を組む場合は、連続行程とならない実施回の旅費も様式4-Bにまとめて計上してください。様式4-Bに旅費をまとめた学校は、代表校、代表校以外の学校ともに、様式4と様式4-Bの両方を併用することはできません。
- 行程は時系列順に記入してください。
- 上記の例の場合、計上可能な旅費上限は150万円（1校あたり50万円）となります。
- 記入例ではA校を代表校としておりますが、旅費をまとめて計上する学校はB校、C校でも構いません。

≫募集案内22・23ページ「様式4-B 被派遣者略歴書（兼）旅費計算書（連続行程用）記入例」参照